

平成 27 年 5 月 28 日

有料情報サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫する「LINE PLAY 合同会社」に関する注意喚起

平成 26 年 11 月以降、有料情報サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫する、いわゆる出会い系サイトの運営事業者による行為に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「LINE PLAY 合同会社」（以下「L 社」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（注）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

注 契約の締結・履行、申込みの撤回・解除・解約に関して、消費者を欺き、威迫して困惑させること。

（注意喚起の要旨）

- 消費者は、L 社から、突然、身に覚えのない「催告状」を電子メールで送付されます。催告状には、有料情報サイトの利用料金が未納であり、指定期日までに未納料金及び延滞料（以下「未納料金等」といいます。）を支払わない場合には、複数の弁護士が L 社の代理人となって訴訟提起し強制執行により財産を差し押さえる旨が記載されています。
- 「催告状」を見て、アダルトサイト等で「無料登録」ボタンをクリックした経験があるなど、過去のインターネット利用で何らかの不安を有している消費者や訴訟になることを不安に思った消費者が L 社に問い合わせると、L 社は、退会手続を行うと申し出た消費者（以下「申出者」といいます。）に対して、個人名義の口座に未納料金等を送金するように指示します。
- しかし、申出者が未納料金等を送金した後も、L 社は申出者に対して退会手続に不備があったから再度手続を行う必要があると説明し、その手続に必要な暗証番号の発行手数料を送金するよう指示しますが、申出者が手数料を送金しても退会できません。
- 当庁が調査した結果、L 社は、消費者との間で有料情報サイトの利用契約を締結していないにもかかわらず、有料情報サイトの利用料金が支払われていないと欺き、未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫していることが強く疑われます。L 社から未納料金等の支払を求められても決して応じないようにしましょう。
- 「トラブルに巻き込まれたくない。」「穏便に解決したい。」といった理由で事業者からの請求に応じて未納料金等を支払うと、それ以降も、事業者から様々な理由を付けられて金銭の支払を請求されるおそれがあります。請求内容に正当な根拠がない場合は、事業者から支払請求があっても応じないようにしましょう。
- 弁護士から金銭の支払を請求された場合には、日本弁護士連合会のウェブサイトで開催されている「弁護士情報・法人情報検索」で弁護士登録の有無を確認することができますので、弁護士が実在するかどうか確認するようにしましょう。
- このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

有料情報サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫する「LINE PLAY合同会社」に関する注意喚起

平成 26 年 11 月以降、有料情報サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫する、いわゆる出会い系サイト（以下「出会い系サイト」といいます。）の運営事業者による行為に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「LINE PLAY合同会社」（以下「L社」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（注）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

注 契約の締結・履行、申込みの撤回・解除・解約に関して、消費者を欺き、威迫して困惑させること。

1. 事業者の概要

名 称	LINE PLAY合同会社
所在地	東京都港区麻布十番 2-10
事業内容	出会い系サイトの運営

※ L社のウェブサイトに記載されている内容です。

※ L社は、上記所在地に存在しません。

※ LINE株式会社及びその子会社等が提供している各種サービスや、同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例

- (1) 消費者は、心当たりのない送信元からメールを受け取った。そのメールには、「お知らせの内容はこちら」という趣旨の文言とリンクが記載されていたので、消費者はそのリンクをクリックすると、「催告状」と記載されたウェブサイトへ移動した。「催告状」には、複数の弁護士の名前、消費者が過去に利用した有料情報サイトの利用料金を滞納している旨及び指定期日までに退会手続きを行わない場合には強制執行により消費者の財産を差し押さえる旨が記載されていた。
- (2) 「催告状」を見た消費者は、以前、ネットサーフィンをしていたときに間違えて「無料登録」ボタンを押したことを思い出して不安になり、「催告状」に記載されていたリンクをクリックして問合せ用の入力フォームへ移動し、身に覚えがない旨をフォームに入力して送信した。すると、L社から、消費者が利用したとする有料情報サイトの利用実績、利用料金の未納額並びに退会を希望する場合には未納料金及び延滞料（以下「未納料金等」といいます。）の合計として 48,000 円を指定した口座に送金する必要がある旨が記載されたメールが届いた。
- (3) L社からのメールを受け取った消費者は、L社が何を根拠に請求しているのかを調べるために、メールに記載されていた利用規約へのリンクをクリックしたところ、「利用開始後 30 日間は無料であるが、30 日が経過する前に退会しなければ自動入会したことになる。」「紛争解決の訴訟は中国の裁判所で行うことになる。」といった旨が利用規約に記載されていたため、消費者は、怖くなって指定された口座に 48,000 円を送金

した。

また、L社から届いたメールには、退会手続を行うためにはメールに記載された暗証番号と退会を希望する旨をL社に通知する必要がある旨が記載されていたので、消費者はその指示に従って、メールに記載されていたリンクをクリックして入力フォームへ移動し、暗証番号と退会を希望する旨を入力して送信した。

- (4) しかし、消費者が退会手続を行った後にL社から届いたメールには、「入力間違いだったので手続は無効である。手続をやり直すためには暗証番号の再発行が必要となるが、その手数料として28,000円を指定した口座に送金する必要がある。」といった旨が記載されていた。消費者は、L社に対して何が間違っていたのか質問したが、L社から届いたメールには、暗証番号の再発行を受けて再度退会手続を行わなければ財産の差押え等を行うことになるといった旨だけが記載されていた。そのため、消費者は、「この程度のお金で解決できるならば支払ってしまおう。」と思い、指定された口座に28,000円を送金した。
- (5) その後、消費者がL社からの指示どおりに手続を行ったにもかかわらず、「入力間違いだったので手続は無効である。」という旨が記載されたメールがL社から届き、更なる手数料の支払を求められた。このとき、消費者は、このままでは同じことの繰り返しになるのではないかと思い、最寄りの消費生活センターを訪ねてこれまでの経緯を説明したところ、相談員から、「それは振り込め詐欺だから、今後は送金しないように。」といった旨の助言を受けたので、その助言に従ってL社の指示に従うことを止めた。

3. 当庁が確認した事実

- L社は、消費者に対して、有料情報サイトの利用料金が未納であり、指定期日までに未納料金等を支払わない場合には、複数の弁護士がL社の代理人となって訴訟提起し強制執行により財産を差し押さえる旨が記載された「催告状」を電子メールで送付しています。
なお、L社の代理人として「催告状」に記載されていた弁護士は、いずれも実在しませんでした。
- 「催告状」を見て、アダルトサイト等で「無料登録」ボタンをクリックした経験があるなど、過去のインターネット利用で何らかの不安を有している消費者や訴訟になることを不安に思った消費者がL社に問い合わせると、L社は、退会手続を行うと申し出た消費者（以下「申出者」といいます。）に対して、個人名義の口座に未納料金等を送金するように指示します。
- しかし、申出者が未納料金等を送金した後も、L社は申出者に対して退会手続に不備があったから再度手続を行う必要があると説明し、再手続に必要な暗証番号の発行手数料を送金するよう指示します。
- 消費者がL社を利用した事例も、消費者が催告状に従って退会手続を行い、請求された未納料金等を支払った結果退会ができた事例も確認できませんでした。
- なお、L社は、前記1記載の所在地に事務所を置き、出会い系サイトの運営事業者であると称していますが、実際には、その所在地にL社の事務所は存在しませんでした。
また、L社は、インターネット上に出会い系サイトを開設していますが、当該ウェブサイトに入会申込を行うためのページは存在しませんでした。
出会い系サイトを運営するためには、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）及び電気通信事業法（昭

和 59 年法律第 86 号)の規定に基づく届出が必要ですが、L社がこれらの届出を行った事実はありませんでした。

4. 消費者へのアドバイス

○ L社は、前記3を踏まえると、消費者との間で有料情報サイトの利用契約を締結していないにもかかわらず、有料情報サイトの利用料金が支払われていないと欺き、未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫していることが強く疑われます。L社から未納料金等の支払を求められても決して応じないようにしましょう。

○ アダルトサイトや身に覚えのない内容のメールなどの「無料」をうたうリンクに安易にアクセスすると、架空・不当請求等のトラブルに繋がりがかねません。「無料」などをうたうリンクに不用意にアクセスすることは控えましょう。

(参考)

平成 16 年 12 月 13 日 (平成 23 年 1 月 18 日更新) 国民生活センター公表「あわてないで!! クリックただけで、いきなり料金請求する手口」

(<http://www.kokusen.go.jp/news/click.html>)

○ 「トラブルに巻き込まれたくない。」「穏便に解決したい。」といった理由で事業者からの請求に応じて未納料金等を支払うと、それ以降も、事業者から様々な理由を付けられて金銭の支払を請求されるおそれがあります。請求内容に正当な根拠がない場合は、事業者から支払請求があっても応じないようにしましょう。

(参考)

平成 21 年 12 月 3 日公表「インターネットをめぐる消費者トラブル#1 手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求～占い、ゲーム、アニメ…を見るつもりが、アダルトサイトの高額請求～」

(http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/091203adjustments_1.pdf)

○ 弁護士から金銭の支払を請求された場合には、日本弁護士連合会のウェブサイトで公開されている「弁護士情報・法人情報検索」で弁護士登録の有無を確認することができますので、弁護士が実在するかどうか確認するようにしましょう。

● 弁護士情報・法人情報検索

https://www.nichibenren.jp/member_general/lawyerandcorpsearchselect/corpInfoSearchInput/changeBarSearch/

○ このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

● 消費者ホットライン (最寄りの消費生活センターを御存知でない場合)

電話番号 0570-064-370

● 警察相談専用電話

電話番号 #9110

(以上)